

下

奈良県公安委員会 告示 第 106 号

道路交通法第103条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法第104条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 18 日

奈良県公安委員会

委員長 菊池 武之祐



1 日 時

令和 8 年 10 月 1 日 午前 8時30分

2 場 所

奈良市登大路町80番地

奈良県警察本部 意見の聴取会場